

166-参-厚生労働委員会-7号 平成19年03月27日

※石綿健康被害救済法、偽装請負問題、雇用保険法等改正について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

雇用保険法等改正について御質問させていただきたいと思っておりますけれども、最初に、労働保険にも労災という意味合いでつながることによってでございますけれども、アスベストのことについて伺っておきたいと思っております。

石綿健康被害救済法が施行されましたのが昨年三月二十七日でございますので、ちょうど一年が経過したということになるわけでございます。そういった意味で、総括的な意味で、この一年間の認定の状況、また給付総額、それについて御報告をいただきたいと思っております。

○政府参考人（青木豊君） 石綿健康被害救済法の施行後一年の状況につきましては、すべて集計して今お示しできる状況には至っておりませんが、同法が施行された平成十八年三月二十七日から平成十八年十二月末日までの状況についてお答えしたいと思います。

石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金につきましては、平成十八年十二月末日までに支給決定されたものは七百九十五人、肺がんが二百三十九人、中皮腫が五百二十人、石綿肺が三十六人でございます。

それから、それまでの支給総額は約二十四億円でございます。内訳、年金、特別遺族年金が約九億七千万円、それから一時金、特別遺族一時金が約十四億四千万円ということになっております。

○辻泰弘君 それで、最近もこの認定についていろいろと、認定されない事案とかが発生して若干係争になっている部分があるわけでございますけれども、先般も、岡山において石綿救済法の不支給処分が出ていたけれども、後に、審査の結果、認定されたという事案があったようでございます。そのことについて、簡単に結構ですので、御報告ください。

○政府参考人（青木豊君） 今委員がお触れになりました事案につきましては、個別の事案でもございますし、プライバシー保護の観点から詳細を述べることは差し控えさせていただきたいと存じますが、この件につきましては、死亡診断書に記載されました疾病名が認定基準に定める対象疾病、石綿肺でありますとか、肺がんでありますとか、中皮腫、あるいは良性石綿胸水などに該当していなかったということから、最初の判断であります監督署長の判断に誤りが生じまして不支給としたものでございます。しかしながら、審査請求がなされ、審査官において調査を行ったところ、認定基準に該当することが判明したため、原処分を取り消して支給決定をしたということでございます。

私どもは、これまでも研修や会議の機会を通じまして適正な認定について指示をしてきたところでございますが、今後ともより一層その設定に努めていきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 詳細は必ずしもつまびらかではございませんけれども、ここで、岡山の労働基準監督署の方が、本省から示された処理要領や通達に従って不支給を決定したと、こういうふうに言っているというふうに報道されておりますので、そういった意味では、中央の通達とか方針というものが必ずしも現場のことにマッチできていない部分があるんじゃないかというふうにも思われますので、その点についてはしっかりと見直しとい

いますか、しっかりとチェックしていただいて、対処、万般を期していただきたいと、このことを申し上げておきたいと思います。

そして、一年経過したところで、大臣として、懸案の中で出てきた対応だったわけですが、アスベストについてのこの一年間の経緯を振り返って総括的に認識と現状についての思いを大臣からお願いしたいと思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 石綿健康被害救済法が施行されてまさしく一年ということで、辻委員、注意深くそのことも御指摘の上でこの一年を振り返ってどうかということでございます。

今、労基局長の方から御説明、御報告を申し上げましたとおり、支給決定された方々、それからまた支給総額もそれなりの数に、あるいは金額に上っているのではないかと、このように思いますが、遺族の中にはまだこの制度によって救済されることを知らない方も少なからずいらっしゃるのではないかと、こういうことでございますので、周知の徹底を図りながら今後とも被災労働者の遺族の適正な保護に努めていきたいと、このように考えております。

○辻泰弘君 局長、もう一つ。請求件数とか決定件数とか総額は教えていただいたんですが、これは年度が区切ったら結果報告が出るという理解でいいですか。

○政府参考人（青木豊君） 年度で分かれば、その時点でまた集計をしていきたいというふうに思います。

○辻泰弘君 私どもといたしましては、対象をもう少し広げるべきじゃないか、また救済についてももう少し充実すべきだということを申し上げてきたところでございますけれども、またこれからもこの問題について注視しながら議論をしていきたいと、このように思っておりますが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたような点についてしっかりとお取り組みいただくように申し上げておきたいと思います。

さて、もう一点、これも雇用保険法等そのものには関係はございませんけれどもと言ってもあれですけれども、関係ないと言えそうですけれども、しかし重要な雇用労働にかかわる問題として偽装請負のことについてお聞きしておきたいと、このように思います。

それで、この三月から、製造業務の派遣が一年ということに当面なっていたのが本則の三年ということになったということがあったわけでございます。それを踏まえて通知を出していらっしゃるということもあるわけでございます。

私どもといたしましては、そもそも派遣労働を製造業に認めたということ自体問題があったというふうに思っております。ただ、皆様方の、政府のサイドからする見解は、やはり景気が悪いときだから対応したんだということだったと思いますが、しかし少なくとも景気が少し改善したというならば元に戻すべきじゃないかと、このように思っているわけでございます。ポジティブリスト方式からネガティブリスト方式に変えたということにやはり一つ大きな問題があったんじゃないかと、このようにも思っているわけでありまして。とりわけ、製造業においてということになるわけでございます。

そこで、私どもといたしまして、やはり明確に請負というものを位置付けるべきではないかと。私どもは本来、製造業の派遣労働をなくしていく方向でいくべきだと思っておりますから、それだとすれば、今の民法で規定しているということでもいいのかもしれませんが、しかし政府のサイドはむしろそのことを、製造業の派遣労働も拡大していくという方向にお立場はあるわけですから、少なくとも期間においてですね。そうであれば、現場において請負と派遣労働というのが混在していて、本来、請負は現場で指揮受けられないわけですが、しかし派遣労働では指揮は受けられると、こういうことで、現場で分らないわけですね。そういうことが、派遣労働を製造業に認めることによってやはり

その部分が拡大しているという、こういう状況があると思うんです。すなわち、偽装請負を助長している側面があると、こういうことになるわけです。

そうであれば、私どもはそもそも、派遣労働の製造業の部分を解消すべきだと思っておりますけれども、しかし政府の立場に立つとするならば、やはり請負についてのしっかりと法的な規制といいますか、法的な位置付けというものがあるべきじゃないかと、このように私は思うわけです。

そのことは安倍総理もおっしゃっていて、偽装請負は当然違法ですから徹底的に調べていくと、その上で、労働法制自体に偽装との関係で問題があるのであれば当然検討しないといけないと、このようにおっしゃっていて、そのことの翌日の大臣の記者会見のときに、昨日、安倍総理が偽装請負に関して関係法令、場合によっては改正が必要なのではないかという認識を示したと、このことについて問われて、大臣は、ガイドラインでは、なかなか一つのルールを、ルール化することが難しいのではないかとというようなことも出ること考えられる。そういうラインで、総理が、必要ならば法律改正もというのは、そこでつながっていくのだろうと、こう思いますねと、こういうふうにおっしゃっているんですね。

今ガイドラインを検討されているやに聞くんですけども、まずそのことをどう取り組んでおられるのかということが一つと、ここで大臣もいみじくもおっしゃっているように、ガイドラインではなかなかルール化するのが難しいのではないかと、これは私はそのように思うんです。そういう意味では、総理もおっしゃっていて、大臣もそのように考えておられるわけで、私は、基本的に請負労働法的なものがあるといいんじゃないかと、このようにも思うわけなんです。それは法律的な形式はどのようなことがあるか分かりませんが、

そこで、ガイドラインということをおっしゃられる、そして、法制化ということも総理も意識を持っておられて、大臣もそのことについての理解もあるわけですが、そのことについてどう取り組んでいかれるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 請負につきまして、今現場でいわゆる偽装請負というようなことで違法な状態があるのではないかと、こういうことが多く指摘されるわけですが、私どもとしては、まず第一に違反とあれば、これはもう厳正に指導するという基本的立場に立っているわけですが、特に昨年九月以降、偽装請負の防止、解消を図るための取組を強化するというので、もろもろの周知啓発を始めとする措置をとって努力をしているところでございます。

その中で、請負事業の適正化及び雇用管理の改善を図るため、このガイドラインを策定するという今進めているわけですが、日程、スケジュール的に申しますと、本年六月をめどにこれを策定するというのでございまして、このことによりまして良好な雇用環境の整備のためにこれがうまく機能することを期待しているということでございます。今総理の発言絡みでのお話、御指摘があったわけですが、まだガイドラインを作っていないわけですが、ガイドラインを作って、それでその施行状況を見た場合に、なかなか難しいということになるとすれば、それはまたもろもろ広範に考えていかなければならないということであろうと思います。

私といたしましては、まずできるだけ有効に機能するガイドラインというものを策定することに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○辻泰弘君 率直に言って遅いんですね。一番ピークというか、一番大変な状況のときに明確なものを出さないで、まだ六月というんですから、三か月ぐらい先にガイドラインを出して、それでそれが駄目だったら法システムを考えると、こういうことなんだろうけれども、やはりガイドラインというのはもう出ていて、これでしっかりやっってくださいよということがあって、それで六月にまた法制なりを考えると、ガイドラインの見直しを考えると、今何もなくて、現場でチェックはしている

いうのは分かりますけれども、ガイドラインというものを出す必要性を感じながらまだ六月まで出さないんだという状況を放置しているというのは、私は非常に、いつもながらですけれども、遅いといえますか、本当にどこを見て仕事をしていらっしゃるのかというか、本当にいささか腹立たしい気がいたしますけれども、六月と決めずにできるだけ早く作って、やはり大事なことでございますから、少しピークを過ぎてからじゃ遅いわけでございます。

後で聞こうと思っていた破産法による労働債権の順位の租税債権に対する同等の位置付けも、実は倒産が収束を、少なくなってから平成十七年一月に施行されたということで、後手後手になっていて、一番必要なときに機能しないという、これが現実に関々あることでございまして、関々というかもうたくさんあるわけございまして、これもそのようなことになってはならない、政治があるいは行政が果たすべき使命というのがあるわけですから、その点についてはしっかりとお取り組みいただきたいと思っております。ですから、六月と言わずにできるだけ早く作るということで、大臣、いかがですか。

○政府参考人（高橋満君） 現在、このガイドライン策定に向けまして、関係の学識経験者のみならず事業者の方からも参加をいただきながら鋭意策定の検討を進めておるわけございまして、今委員の御指摘もよく頭に置きながら、できるだけ早くそこはまとめるべく努力をしていきたいと思っております。

○辻泰弘君 そういうことで、是非積極的にお取り組みいただいて、早くガイドラインを作っていただいて周知徹底を図っていただくように、まずはその点について御要請を申し上げておきたいと思っております。

さて、雇用保険に関することの本体に入っていきたいと思っておりますけれども、まず、通告しておりますうちに雇用継続給付、高年齢雇用継続給付と育児休業給付と介護休業給付、これについて、並びに船員保険については同僚議員からの御質問もございましたのでちょっと後に回させていただくということで対応したいと思っております。

さて、まずマクロ的な視点からの御質問を最初させていただきたいと思っているんですけれども、まず厚生労働省にお伺いしたいと思っておりますけれども、国立社会保障・人口問題研究所がございまして、そこでいつも社会保障給付費というものを出していらっしゃるわけでございます。それで、この社会保障給付費の中に、今回一つのポイントになっております雇用保険の三事業、このことが社会保障給付費に入っているかどうか、そしてその財源たる社会保障財源にカウントされているかどうか、そこを確認させてください。

○政府参考人（高橋満君） 御指摘の国立社会保障・人口問題研究所が公表をしております社会保障給付費という取りまとめた報告書でございますが、この中の社会保障費用の中に雇用保険三事業も含んだ雇用保険事業がこの中に含まれておるということでございます。

○辻泰弘君 今おっしゃった社会保障費用というのは社会保障給付費のことですね。それから、社会保障財源はどうですか。

○政府参考人（高橋満君） 財源につきましても、これは被保険者、事業主の拠出にかかわる保険料負担と国庫負担その他の資産収入等々が含まれておるというふうに理解しております。

○辻泰弘君 そこで、内閣府の方にお伺いしたいんですけれども、SNAで統計として社会保障負担を出していらっしゃるわけですが、その対象としてこの三事業分は今どう取り扱われているか。

○政府参考人（後藤正之君） お答え申し上げます。

現行の国民経済計算では、雇用保険三事業は社会保険制度の一部として社会保障基金の中に含まれております。この三事業分の保険料につきましては、社会保障負担として扱っております。給付面につきましては、企業に対する助成という性格が強いことから、社会保障給付としてではなく、社会保障基金から企業に対する経常移転として扱っているところでございます。

○辻泰弘君 現行は社会保障負担の中に入れていらっしゃるということで、私は実は昔からそのように、入れるべきだと思っているんですけども、実は昔はこれは対象にならなかったんですね。そのことの理由が、経済企画庁のころの国民支出課長さんが論文で出しているとして、SNAについては、雇用安定事業は被保険者個人でなく、全員に対する集合的なサービスの提供であって、雇用保険制度自体の消費となり、社会保障の給付側にも計上されていないということで、雇用安定事業分の保険料の控除ということをおっしゃっているわけです。そのことについては、いろいろほかの学術論文もそのようになっていきますから、社会保障研究所もそのように見解を示していますから、そういうことで間違いないはずなんですけれども、そういう時期があった。これは六八SNAのときですかね。

だから、それが今度九三に変わっているわけですよ。だから、それ変えられた、何ゆえその対象を、社会保障負担の対象を変えられたのか、そのことについて御説明ください。

○政府参考人（後藤正之君） 国民経済計算は、国連の方で国連統計委員会が採択、勧告した基準、これは体系と称してございますけれども、これに準拠して作成してございます。この国連の体系というのは一九六八年、一九九三年に作成されております。新しい九三年の体系におきまして社会保障制度、社会負担についての扱いがより具体化、明確化されたところでございます。この新しい体系を踏まえて精査した結果、雇用保険三事業につきましても、雇用者の福祉を損なう状況に対する保険として加入が義務付けられている制度であり、国民経済計算体系上の社会保険制度に該当するものと判断いたしましたところでございます。

これに対しまして、過去、六八年基準に準拠していた時代におきましては、この三事業の給付が企業に対する助成という形を取るといった性格を勘案いたしまして、この三事業分だけほかの労働保険とは異なり、三事業分の保険料負担を間接税、この間接税というのは、税法上の扱いとは異なりまして、当時の基準におきましては、強制的に徴収され、かつ生産費用の一部を成すものを指すという定義がされてございますが、保険料負担を間接税、給付の方を補助金という扱いに扱っていたところでございます。

現行におきましては、先ほど御説明いたしましたように、この性格を吟味いたしまして、新しい基準の下で社会保障負担、あるいは社会保障基金から企業に対する経常移転というような扱いに変更したところでございます。

○辻泰弘君 ただ、九三SNAにおける社会保険制度については、本質的に労働者がその雇用主体や一般政府によって、自分やその扶養家族の福祉に悪影響を与える一定の事業や状況に対する保険に加入することを義務付けられたり奨励されたりする制度であると、こういうふうになっているわけですね。国連の方からの基準ということでしょうかね。

ただ、これは労働者が加入を義務付けられているんじゃないかと、この分は企業ですよ、全額企業負担なんだから。だから、このことをもってそれをしたというのは、私は論理的に合わないと思っているんですね。

それで、この議論ばかりしているということはないんですけども、私は少なくとも申し上げておきたいのは、当時は経企庁ではありましたが、世の中にこの三事業が社会保障負担の対象ではないということで、もう学術論文ではそれができ上がっているし、私は実はずっとそういうようなことを追っ掛けてきたんですけども。そういうことで、私

は実は昨日聞くまでそうなっていると思っていたんだけれども、今聞いたら違うということなんです。それはそれで変えるのはあり得るんだけれども、しかし少なくとも世の中に今の社会保障負担に三事業分がカウントされているという論文はないんですよ、今。入っていないのは昔はたくさんあるんですね。

だから、そのことはやはり明示すべきだと思うので、国民経済計算年報のどこかに入れるなり、かつて私、組合健保の調整保険料が入っていないということを言って、それを入れていただくことになりましたけれども、いずれにしても、その部分はやはり何らかの形で活字で世の中に示すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（後藤正之君） 雇用保険三事業につきましては、これは企業の方に支給されるという面を従来から考慮していたところでございます。国民経済計算の体系におきましては、社会保障給付、これは家計に支払われるといった辺りを重視しておりますので、従来やや違った取扱いをしてきたというところでございます。

この現行の取扱い、これは平成十五年からこのような取扱いにしてございますけれども、この取扱いをした段階では、この新しい取扱いをするということで参考資料、これは以前出ささせていただいたところではございますけれども、まだその周知徹底が十分でないという部分は私どもは反省すべきことと考えております。

今後は、国民経済計算におけます考え方ですとか、あるいはその推計手法の変更等につきましては、幅広く御理解をいただけるように周知に一層努めてまいりたいと、かように考えております。

○辻泰弘君 最近のは見ていませんけれども、国民経済計算年報の最後の方に用語の解説があるわけですよ。社会保障負担の定義があったりして、今、最近はどうなっているのかわかりませんが。その中にやはり入れておいたら、それははっきりするわけですよ。一般には余り分からないけれども、やっぱり本で追っ掛ければ入っていないということになっていますからね。だから、その部分は次号、是非入れていただくようお願いしたいと思います。検討してください。お願いします。

○政府参考人（後藤正之君） 検討させていただきたいと思います。

○辻泰弘君 では、次の問題に入らせていただきますけれども、来年度予算におきまして、厚生労働省としては二千二百億円の削減ということを目指されて、そのうち四百が生活保護、千八百が雇用保険と、こういうことだったと思います、大きく言いましたですね。

そこで、その千八百億円ですね、厳密には千八百十億円なのかもしれませんが、そのことについての内訳を明示していただきたいと思います。

○政府参考人（高橋満君） 平成十九年度予算案におきます国庫負担の削減の内訳でございますが、総額、今委員御指摘のとおり、千八百十億円ということでございますが、その内訳として、一つは高年齢雇用継続給付にかかわります国庫負担、これを廃止すると、この分が百三十九億円の削減。それから、失業等給付の見直しにかかわって、これは一般求職者給付の見直しでありますとか、この内訳は、例えば受給資格要件の見直しでありますとか、それと雇用保険受給者の早期再就職の促進といったようなことも含めて、これらとか、それから特例一時金の見直し、この二つは削減効果でございますが、他方、育児休業給付の見直しということで増効果ございますが、差引きこれで百六十八億円の減。それに加えて、本来負担すべき額の五五％に削減するというに伴います削減が千五百三億円。都合、合わせまして千八百十億円と、こういう内訳でございます。

○辻泰弘君 ちょっと明確にさせていただきたいんですけれども、一般求職者給付の中で、

早期再就職促進で幾らなのか、それから受給資格要件の見直しで幾らなのか。

○政府参考人（高橋満君） 一般求職者給付の見直しで総額百五十九億円と見込んでおるわけですが、このうち受給資格要件の見直しで九十九億円、それから早期再就職の促進で六十一億円、それぞれ削減を見込んでおるところでございます。

○辻泰弘君 その早期再就職促進で六十億と出されていて、それは何らかの前提で言われたんですけれども、こういった早期再就職を促進することで六十億出るとするのは、どういうふうに考えて算出されているんですか。

○政府参考人（高橋満君） これにつきましては、失業認定のためにハローワークに来所をされる受給資格者に対しまして、職業紹介部門との連携を強めまして、あるいはまた、給付制限期間中の受給資格者に対しましても積極的に職業紹介を強化することによって基本手当受給者の早期再就職を促進すると、こういうような趣旨で、ハローワークの窓口におきまして従来以上に給付部門と職業紹介部門との連携を強めてその実を上げていくということを見込んでおるところでございます。

○辻泰弘君 まあ総論的にはそうなんですけれども、なぜ六十一億ということが計算できるのかということなんです。そういったことで窓口的にもそういう対応を強化するとかいいますが、当たり前といえば当たり前なことなんでしょうけれども、それで六十一億出るといふ、そこがよく分からないところなんです。これで議論するつもりありませんけれども、少しその辺は不分明なところがあるということは御指摘しておきたいと思えます。

それから、受給資格要件の方で九十九億と、こういうことだったと思うんですけれども、このことは九十九億歳出削減になるという意味ですから、受給要件の一本化ということで、短時間労働者についてはその被保険者期間が短くなるという、プラスということはそれだけ金が掛かるのかと思いきや、自己都合の十二か月への統一ということによって結局その分がマイナスが立てられるといえますか、コストが下がると、こういうことになっているという理解ですね、筋書としては。

○政府参考人（高橋満君） 今回の受給資格要件の見直しに伴いまして、短時間労働者の場合には、従来十二か月必要であったものが、解雇、倒産等に相当する場合には六か月で短縮される。他方、従来六か月で受給資格が付与されていた自己都合、正当な理由のない自己都合の方とか、自己の責任に帰せられるような解雇によって辞められる方とかという方については、六か月から十二か月にこの受給資格要件が変更されると。こういうことに伴いまして、全体として給付が若干縮小すると、これに伴う国庫負担相当額が縮小されると、こういうことでございます。

○辻泰弘君 ぱっと考えますと、受給資格要件の一本化によって短時間労働被保険者も厚遇をされるので金が掛かるのかと思いきや、トータルとしてはコスト削減になっているという、ここは新たな認識を持ちましたけれども、この点についてはひとつ注目をしておきたいと思えます。

さて、次に、国庫負担の引下げのことについては既にもう議論が多くございました。そのことを繰り返すつもりはございませんけれども、私どもが本改正案に反対する一番の大きなポイントはここにあると、このように指摘せざるを得ないわけでございます。やはり、失業は政府の経済政策、雇用政策の投影であると、このように思いますので、そういった意味では、国としての負担という意味での責任というものはやはり果たすべきであると、今回のことは後退であると言わざるを得ない。とりわけ、セーフティーネットの基本である、根幹である雇用保険においてのこの措置というものはやはり重要でございます。そう

いった意味から我々は反対するわけですが、それ以外にも問題ございますけれども。

一点だけ、五五%という数字になっているわけですが、その五五%の根拠と申しますか、そのことについて御説明ください。

○政府参考人（高橋満君） 今回の国庫負担の削減にかかわる検討におきましては、行革推進法の趣旨を踏まえ、かつ現在の雇用保険財政の状況、あるいは過去の国庫負担率の縮減等に照らして、雇用保険制度の安定的な運営を確保できるということを前提に検討いたしましたわけですが、この五五%ということの一つの参考といたしまして、過去の国庫負担率の縮減の経緯等にかんがみますと、過去最高五六%にとどめたと。つまり四四%の削減を行ったという経過がございます、こうした経過に照らし、かつ行革推進法の趣旨を踏まえつつ、保険料負担者であります労使の皆様方とのコンセンサスも得る形で五五%という形で設定をさせていただいたというものでございます。

○辻泰弘君 要するに、これまでの中より一%下げたと、こういうことでしょうか。

○政府参考人（高橋満君） 経過としてはそのとおりでございます。

○辻泰弘君 このことは私どもとしては反対であることを改めて申し上げておきたいと思いますが、それと同時に、保険料率についてお伺いしたいと思います。今、資料をお配りしていただきたいと思います。

〔資料配付〕

○辻泰弘君 今お配りいただくのは私から見れば当たり前の資料だと思っているわけですが、昨日確認しましたら、こんな資料さえまだ出ていなかったということなんで、一応皆さんに配っていただいて、それを見ながらやりたいと、こういうことで配っていただくわけでございます。

それで、私自身の問題意識は、保険料を状況が良くなれば下げていくということは、それは負担する側からすれば当然の要請でもあるし、労使からすればそういったことはある意味でむべなるかなということでもあるんですけども、しかし雇用保険が果たすセーフティーネットとしての極めて大きな機能、一番ベースにあるべきセーフティーネットの一つだと思っておりますけれども、そういった機能を持つ雇用保険であるならば、私は状況が良くなったからといって簡単に下げていくことだけでいいのか、下げる方向でいろいろ手だてを講ずることでもいいのかということをも根本的に疑問に思っているわけでございます。

振り返りますと、十五年の雇用保険法改正がございましたけれども、あのときは非常に財政状況も厳しかった、経済もしんどかったというのはこれはもう事実で、そのことの中で改正があったわけですが、しかし結果として、働く立場からすると一番厳しいときに基本手当、教育訓練給付、高年齢雇用継続給付、それぞれ給付率を引き下げたということがあったわけでございます。一番大事なときに、従前約束していたことが切り下げられるという、そういったことというのはやはり二度と繰り返すべきことじゃないと、このように思うわけでございます。

そういった意味で、私は料率を今の段階で下げるといって、積立て度合いも二・九八でしたか、三に近くなるころだから二まで下げていいよという、弾力条項発動していいよと、こういうことになっているんでしょうけれども、そしてまた弾力条項自体を広げるということもございますけれども、私はそのことが果たして本来あるべきセーフティーネットの機能を果たすゆえんのものなのかということをも大いに疑問に思っているわけでございます。

そこで、料率の引下げの妥当性、また弾力条項の幅の拡大の妥当性、このことについて



御見解をお示しく下さい。

○政府参考人（高橋満君） 雇用保険制度をめぐりましてこれまで、今委員も御指摘ございましたとおり、十五年改正、あるいはその前の十二年改正、大変厳しい状況の中で労使にも大変な御負担をいただきながら、雇用保険制度としての安定性というものを維持するための対応ということを図ってきたわけでございます。

そういう中で、今回、景気、経済の回復等々もございまして、雇用保険財政としてはかなり改善を見てきた。こういう中で私ども、今回の見直しに当たりましては、将来的な制度の安定的な運営を確保するということを大前提にした上で、やはり保険料負担者の負担軽減をも図っていこうと、こういう観点から保険料率につきましても様々検討をいたしたわけでございます。

そういう中で、一つのその考え方として、本則の保険料率をもし引き下げるならば引き下げるべきではないかと、こういうような御意見もあったわけでございますが、ただ、今後の経済情勢の動きというのはやはり不確実な面も当然あるわけでございまして、給付が大幅に増加する可能性ということも決して否めないわけでございます。そういうことも踏まえながら、雇用保険制度の安定的な運営を確保していくという観点から見ますと、やはり本則の保険料率はそのままとした上で、弾力条項というものを活用する。その際、この弾力条項の変動幅を、従来のプラスマイナス〇・二%でありますものをプラスマイナス〇・四%に拡大をするべく改正をお願いをし、その上で料率の引下げということを考えてようとしているわけでございます。

どれくらいの料率を引き下げ得るかということにつきましては、労働政策審議会の場におきましても、私ども、今後の雇用失業情勢についての幾つかのケースを想定をいたしました財政試算というものを提示し、それを基に慎重に御議論をいただいたところでございまして、その結果として雇用失業情勢の急速かつ極端な悪化がない限り、今後五年程度、つまり平成二十三年度ぐらいまでは今回のプラスマイナス〇・四%の弾力条項を踏まえた〇・四%の引下げということの水準で制度の安定的な運営が確保できるということで、今回御提案を申し上げていると、こういうことでございます。

○辻泰弘君 だれしも当面の負担というのは少ない方がいいというのは世の常でございませうけれども、しかし、やはり長期的に国民福祉といいますか、そういったことを、しっかりとセーフティーネットを張っていくということがやはり中心でなければならないと、このように思うわけです。

この弾力条項も千分の四に引き上げるということなわけですが、結局、法改正なく大幅に下げていくことができるということにもなるわけですが、まあ下げるときはいいんですけれども、上げるときに上げられるのかと、こういうことにもなるわけですね。

そういう意味で、これは今から考えても答えは出ないということかもしれませんけれども、この点は実は大きなポイントだと思うんです。ですから、ちょっと大臣、御所見をお伺いしたいと思うんですけど、今度は弾力条項で千分の二を千分の四に上げて、下げられるようにするわけで、逆に上げられるわけです。しかし、まあやはり何事もそうですけど、下げる方は大幅で、上げる方がなかなかしにくいというところもあり得るんですけれども、このことをどうお考えになっていますか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 今御指摘のように、弾力条項をプラスマイナス〇・二%からプラスマイナス〇・四%に拡大すると、こういうことにいたしました。この弾力条項の運用に当たりましては毎年その判断を行うこととしているところでございまして、雇用失業情勢の状況を踏まえながら適切なこの制度の運営を図っていかなければならないと、このように思います。

確かに、今委員が御指摘のとおり、下げる方はこれは円滑にいくわけですが、上

げる方についてはどうかと、こういうことをございますけれども、やはりこれは、この保険財政の適切な運営を図らなきゃならないということが大前提でございますので、この引上げについても公労使三者構成の労政審の意見をお聴きして進めるわけでござりますが、適切な御判断をいただけるというふうに期待をしているわけでござります。

○辻泰弘君 それと、その弾力条項発動の要件たる、まあ年金でいえば積立度合いということになるかもしれませんが、三事業についての一・五というこの度合いですね、これが私は、今までのルールでいえば、十七年度決算額による計算によっては二・九八だということ、二を超えているから弾力条項を発動できると、こういうことで来ているところ、ところが流れとしてはあるわけですが、二・九八まで来たら、むしろその二自体を三に上げるということすら視野に入れて、あの十五年のときの轍を踏まないということ、やはり私は大事にすべきだと、このように思うわけです。

政労使としての取組があるわけですが、労使はそれぞれ負担をするわけですし、私どもももちろんそれは国民ですけれども、しかし負担ということだけを考えてはやはり長い目で見てのセーフティーネットにはならないという意味合いにおいては、私は労使でない政府こそが、こういったことについてはどうでしょうかと少し抑制的に、やはりそういうそれぞれの御意見にある意味ではしっかりと物申していただいて、そういったことでの、まあ安易に流れたとは言いませんけれども、しかしそういうことをもっと積極的におっしゃって、やはり制度の安定性ということを基軸に据えてやっていただくべきが政府の政、政労使の政の役割だと思っております。

そういった意味で、私はこの積立度合いも一・五、二の合理性は必ずしもないんだろうと思っておりますけれども、絶対的にこれでなきゃ駄目だということはないというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、十五年のときのような、本当に一番厳しいときに従前約束していた給付というものを引き下げるといって、そういったことにはならないようにしっかりとお取り組みをいただきたい、そのことを申し上げたいと思っておりますけれども、そのことについての御決意を聞いておきたいと思っておりますけれども。局長と大臣、一言ずつお願いします。

○政府参考人（高橋満君） 今回の制度見直しにかかわりましては、正に雇用保険制度、セーフティーネットとしての雇用保険制度が安定的に運営できるということを我々も確認しつつ、かつまた、そうした考え方の下に御提案をさせていただいているところでございまして、そうしたことを踏まえて、私どもも今後とも雇用保険制度の運営については適切な運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 財政が悪くなったときに備えて積立金の水準もきっちり確保しておくべきだ、また財政が悪くなったときに保険料率の引上げということの難しさから給付が引き下げられるというようなことが一番心配ではないか、こういうようなお話でございまして、一つ一つ私ども、ごもっともな指摘だというふうに受け止めるわけでござりますが、積立金の水準については、今事務当局も申したとおり、かつての不況期におけるこの給付費のどのぐらいを積むかというようなことについて一つのめどを立てて今回の改正に臨んでいるということでござります。また、保険料率の引上げの事態というようなことになったときに給付を引き下げるといって、これはしっかりとこの弾力条項の拡大をさせていただきましたので、その趣旨を踏まえた対応をするように努めていきたいと、このように思います。

○辻泰弘君 ちょっと確認しておきますけれども、積立割合というんでしょうか、この二というのはずっと変わっていませんか。

○政府参考人（高橋満君） 弾力条項の発動要件でございます積立金の積立水準の要件でございませけれども、これは二倍という、二倍を超えたら引き下げ得る、それから一倍を下回ったら引き上げ得るという点については従来どおりでございます。

○辻泰弘君 ですから、十四年、十五年の厳しい、十五年改正のときも二で、そういう状況でやってきているわけですから、そのこと自体やはり根本的に考えてしかるべきことだと思います。本当に必要にならないときにこそ考えておかなきゃいかぬことだと思いますので、その点についてはそういうことも含めて御検討をいただいております。お取り組みいただくように、また私も議論をしていきたいと思っておりますが、そういうことで申し上げておきたいと思っております。

さて、今回の法改正の中の雇用保険三事業の見直しに関連してお伺いをしておきたいと、このように思っております。

今回の三事業の見直しについては、雇用福祉事業の廃止ということになっているわけでございます。いろいろ三事業も批判すべき、使い道において非常に無駄遣いが指摘されるようなことがございましたので、見直しという流れになったことも理解をすると思っておりますか、やむを得ないところがあると思っておりますけれども、ただ、大事な部分もあるわけで、行財政改革は無駄は排除しつつ、また必要なものはしっかりと張り付けを付けていくということも必要だと、このように思うわけでございます。

そこで、今回の雇用福祉事業の廃止の対象になる問題について一つお聞きしておきたいと思っておりますけれども、労働保険事務組合というものがあって、小規模事業所に働く労働者の労働災害や雇用保険の実務についての運営をされているということがあるわけでございます。そこで、まず厚生労働省として労働保険事務組合の果たしている役割、評価、このことについて御見解をお示ししたいと思っております。

○政府参考人（青木豊君） 労働保険事務組合制度は、今委員もお触れになりましたように、中小零細事業主の労働保険についての事務負担を軽減するために事務組合をつくって、その事務組合が中小零細事業主から委託を受けて保険加入手続あるいは保険料の申告納付、そういった各種事務手続を実施するという制度でございます。

事務組合の状況でございますけれども、これは現在、事務組合数一万一千ぐらいありますけれども、今申し上げましたように、中小零細ということでもあります。九割は大体十五人以下の事業主を大体組織をしていると思っておりますか、組合の中に入れていくということでございます。大體、委託事業場数が百三十四万事業ということでございます。これは適用事業全体が二百九十七万事業でございますので事務組合委託率というのが四五・三%ということで、かなりのウエートを占めております。

そして、実際にこれで保険料を徴収し、納付をしているわけでありませけれども、その収納率で見ますと加入事業場全体で九七・七四%であります。これは加入事業場が小さい規模のところはやはり収納率が低くなっていくのが実情でございます。全体でいきますと十五人以下のところは九〇%の収納率に落ちるということでございます。その中であって、今申し上げましたような非常に中小零細の委託を受けている事務組合におきましては収納率が九八・八六%ということでございまして、中小零細事業の労働保険の適用促進あるいは労働保険の適用徴収等その労働保険制度の円滑な運営については大変重要な役割を担っているというふうに考えております。

○辻泰弘君 そういった小規模事業に働く方の労働保険をやはりしっかりと支えていただいていると、こういう機能があるという評価をお伺いしたわけですがけれども、それについての助成措置というのがこれまでもあったわけですがけれども、今回、雇用保険三事業の見直し、雇用福祉事業の廃止という中でそのことが変わっていくということで、現場もいろいろと混乱もあるようでございますけれども、これまでの助成の措置と今後の方針につい

てお伺いしたいと思います。

○政府参考人（高橋満君） 労働保険事務組合に対する助成制度の一つとして、雇用福祉事業で実施をしております、これまで実施してきております事業として小規模事業被保険者福祉助成金という制度がございます。これは、常時五人未満の労働者を雇用する小規模事業所から、一定数以上の事業所から雇用保険関係手続にかかわる委託を受けている場合、あるいは小規模事業所から新規の委託を受けた場合に一定の助成金を支給する事業であるわけですが、今委員御指摘ありましたように、今回の雇用保険制度の見直しに伴いまして雇用福祉事業というものが廃止される、それに伴ってこの事業、今の助成事業というものが残る雇用安定事業あるいは能力開発事業に位置付けることが可能かどうかいろいろ検討をしたわけですが、なかなかやはり雇用保険の附帯事業としては難しいということで廃止をさせていただくことといたしたわけですが。

ただ、労働保険事務組合が中小零細事業所を中心に雇用保険の適用促進に果たしてきた役割、大変大きなものがあるわけですが、今後も期待をいたすべき部分があるわけですが、そうした観点から、今般、雇用保険の業務取扱いに必要な経費という形で、労働保険事務組合が常時五人未満の事業所から新たに委託を受けた場合に、委託促進費を支給するという新たな事業を十九年度の予算で措置を、創設をしたいというふうに考えているところですが、来年度が初年度ということになるわけですが、今後、この運営を通じて労働保険事務組合の関係者の皆様方からも様々御意見をいただきながら、より効果的な事業にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○辻泰弘君 新たな予算の対応も助成の対応も変えていかれるということのようですが、やはりおっしゃったように、労働保険事務組合が果たしている役割、小規模事業所で働く労働者の労働保険の加入と定着に大きく貢献していると、こういう状況があるわけですから、その労働保険事務組合の活動を奨励、促進するための助成というものについては配慮があつてしかるべきだと、このように思っております。

そういった意味で、まず最初の年の対応としてなさるとのことのようでございますけれども、その過程でやはり労働保険事務組合の現場の声にも耳を傾けていただいて、やはりしっかりと対応になるように取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（高橋満君） 先ほどもお答えしましたとおり、大変、中小零細事業所におきます雇用保険の適用促進という意味で、この労働保険事務組合が果たしている役割、大変大きなものがございます。そういう意味で、労働保険事務組合の関係者の皆様方の御意見、十分拝聴しながら効果的な事業というものに今後十分努力をしていきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 しっかりとその点については御配慮いただくようお願い申し上げたいと思っております。

それで、次に、労働保険の適用ということについてお伺いしておきたいと思っております。

前回の質問のときには、タクシーの規制緩和に関連して、国土交通省の方に規制緩和の意味合いといいますか、そのこと自体を問うたわけですが、安全性を考えて経済的規制を撤回するつもりはないと、こういう御答弁だったわけですが、ある意味では考え方ははっきりしたところあるわけですが。

それはそれといたしまして、厚生労働省の取組ということについてお聞きしておきたいと思っております。これは、昨年七月の国土交通省のタクシーサービスの将来ビジョン小委員会報告書、この中に、タクシーの常勤乗務員による労働保険加入率は九四%ということで、法令遵守について問題が生じていると、こういう指摘があるわけですが、

厚生労働省として、こういったタクシー事業における加入率が規制緩和後どうなったかと、このような調査はされているでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） タクシー事業につきまして、その業種に限定した集計というのは行っておりませんが、タクシー業を含む運輸業全体の加入事業場数というのを把握しております。それは近年、ほぼ横ばいということでございます。

私ども、原則として、労働保険は労働者を使用するすべての事業に適用されるというものでありますので、この労災保険制度の健全な運営のためには未手続事業、これの解消を図ることが極めて重要だというふうに思っております。

私どもとしては、平成十七年度から未手続事業一掃対策を今実施しております。今年度からはとりわけタクシー事業等、旅客自動車運送事業を対象といたしまして、労働保険の未手続事業に係る国土交通省との通報制度を実施しているところでございます。まだ件数そのものはそんなに実績がありませんけれども、こういった制度を活用することなどによりまして、タクシー事業等の適用促進を更に推進していきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 今横ばいとおっしゃったんですが、どういう傾向で横ばいになっているんですか。

○政府参考人（青木豊君） どういう具合って、本当に横ばいなのでございますが、数字を申し上げますと、平成十七年度末で、運輸業の適用事業場数が七万二千七百十一でございます。一年前、十六年度末が七万二千二百八十七、十五年度末が七万一千九百三十九、十四年度末が七万一千八百七十二、十三年度末が七万二千九百五十というような数字になっております。増減数でいけば、減じたときもありますけれども、三百とか四百という年間オーダーでこのところは増えているという状況でございます。

○辻泰弘君 今のは未手続の事務所という数字ですか。

○政府参考人（青木豊君） これは適用事業場数ということでございます。

○辻泰弘君 いずれにしても、実は昨年十二月に私はこのことを青木局長にも御質問をしまして、今おっしゃったことにつながるんですけども、国土交通省との合同による監督、監査の実施について半年間で仮集計をしたと、全国的に聞いて集計をしたと、こういうことをおっしゃって、そのことについて私が、報告書という形ではないか知らないけれども、とにかく統計を作られたなら出してくれと、このように申し上げましたところ、御提出したいと思えますと、こういうのを十二月十二日にいただいているんです。

ですから、そのことにつながることもあろうかと思うんですけども、是非出していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○政府参考人（青木豊君） 数字が集計、分析できましたらお出ししたいと思います。

○辻泰弘君 十二月のときの答弁は、実施件数等については集計をいたしましたので、急遽、仮集計をいたしましたので、御提出したいと思えますと、こうなっております。だから、もうしたということになっているんですね。

ですから、今からしてというんじゃなくて、これはもうできているという話ですから、そういう意味ではもう出せる状況だと思うんですけども、出していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○政府参考人（青木豊君） 集計いたしましてお出ししたいと思います。

○辻泰弘君 こだわりませんけれども、もうこのときに集計はしたという言い方になっていきますので、是非早く出していただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

さて、次に、労災のことについて質問したいと思います。

まず、労災の本体のことについて大臣にお伺いしておきたいと思うんですけども、今更ながらの議論かもしれませんが、もう答えが出たというふうにも思いたいことではございますけれども、規制改革の流れの中で、労災の民営化という、労災保険の民間開放の検討ということが規制改革会議で議論になったことがございました。報告書でございますが、答申で出たということがございまして、閣議決定の方には出てないわけですけども。このことについて改めて大臣の認識を明確にしておいていただきたいと思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 労災保険制度でございますけれども、この制度そのものが非常に行政そのものという性格が強いものだという認識をいたしております。

まず、労災認定の判断というものは、刑罰とも連動させている災害補償責任の有無の判断、事業主の責任の有無の判断そのものでございます。それからまた、労災の保険業務は監督・安全衛生行政と一体的に行うことによって労働者の保護を図っていると、こういうことが二点目でございます。それから第三点目は、労災の認定は、先ほど申したように、行政処分そのものとして行われているということで、その意味ではもう国の事務処理として行われる必要があるということございまして、このことについては、今後また話題になった折にもそうしたことを指摘してまいりたいと、このように考えております。

○辻泰弘君 一言で言えば、民営化になじむものでないと、こういう考えだということでもいいでしょうか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 御指摘のとおりでございます。

○辻泰弘君 そこで、今回の改正にかかわることでございますけれども、労働福祉事業の見直しということがあるわけでございます。労働福祉事業を、名称を社会復帰促進等事業というものに、等というのを入れてセットにすると、こういうことになるわけでございますけれども、この労働福祉事業というのを事業名の変更ということをやっているわけですが、何ゆえこの名称を変更されようとするのか、お示してください。

○政府参考人（青木豊君） 現行法、現在、労働福祉事業として行っている事業は四つございます。社会復帰促進事業、それから援護事業、安全衛生確保事業、それから労働条件確保事業でございます。

この四つでございますけれども、行政改革推進法を踏まえまして、労災保険事業として行うことがふさわしいと考えられる事業に限定することとしたわけでございます。

具体的な今回の見直しの内容といたしまして、社会復帰促進事業等保険給付を補完して保険給付と一体的に運営される事業、それから労働災害の防止等、保険給付事業の健全な運営を確保するための事業に限定することといたしまして、労働条件確保事業は廃止することいたしました。

このため、事業の名称につきましても、福祉という文言ではなくて、端的に社会復帰促進事業で代表させまして、社会復帰促進等事業という名称とすることとしたわけでございます。

○辻泰弘君 この名称の変更は審議会等でも議論になったりして、そういう流れの中で変えられたんですか、それとも役所独自の御判断でしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 最終的には審議会にもお諮りしておりますけれども、この名前を付けるには、代表するのを随分と検討いたしましたけれども、結局、社会復帰促進事業で代表して付けるというのが適切だということで、今のようなことでお願いをしているわけでございます。

○辻泰弘君 少し名前が、好き嫌いがあるかもしれませんが、どうかなという気もしますけれども、まあそれはそれで受け止めたいと思います。

それで、労災本体のことについてちょっとお聞きしておきたいと思うんですけれども、重大災害も発生が続いているわけでございます。それで、重大災害の発生状況とか業種別の年千人率というんでしょうか、こういった災害の状況を示す統計があるわけでございますけれども、この中で産業ごとに拝見いたしますと、千人率を見ると林業が非常に多いということのようでございます。

そこで、一番高い林業についてちょっとお聞きしておきたい、林業を象徴的にお聞きしておきたいと思うんですけれども、安全対策というものが十分行き届いているのかどうかということですね。どういうふうに取り組んでおられるのか、そのことについて、まず御説明ください。

○政府参考人（青木豊君） 今委員御指摘になりましたように、労働災害の発生率といいますか、千人率ということで考えておるわけでありましてけれども、労働者数に対する休業四日以上死傷者数の割合を表している、千人当たり表しているということではありますが、確かに、御指摘になりましたように、林業が各業種分別してみますと最も高く、そういう意味では一番危険だということだと思いますが、二六・八でございます。全体が全産業で二・四でございます。それから、第二位が鉱業、マイニングですが、一八・八ということで、あとはぐっと下がります、陸上貨物運送業が八・四でありますとか、そういうことで、全体として二・四というようなことになっております。

それで、そういう意味では、私どもとしては、林業については、他の業種に比べまして安全対策を進める上で重要な業種というふうにとらえているわけでございます。私どもとしては、事業者等に対しまして、労働安全衛生諸法令の遵守など必要な指導を行っておりますが、そのほか、林業・木材製造業労働災害防止協会、これは事業主の団体でありますけれども、が行うリスクアセスメントに関する研修会等の自主的な労働災害防止活動への指導、援助にも努めてきたところでございます。

さらに、とりわけ林業の中では災害が多いのが伐木であります、その伐木作業に係る掛かり木、木が倒れ掛かったり、もたれ掛かったりして絡んでいるような木でありますけれども、そういった掛かり木による災害が非常に大きな割合を占めているということでありますので、その掛かり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインを策定いたしております。そして、これに基づいて労働局あるいは労働基準監督署におきましてそのガイドラインの周知徹底を図って指導いたしているところでございます。

今後とも、そういう意味で、重点として労働災害防止対策、一層の推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 私、今回初めて認識しましたのは、重大災害というのが、私は労災を見るときの一つのポイントだと思っていたんですけれども、重大災害というのがいつか三人以上の労働者が業務上死傷又は罹病した災害、事故と、こういうことでございまして、それだけ見ますと、実は林業もゼロ、鉱業もゼロなんでございますね。しかし、千人率で見れば林業が二六・八、鉱業が一八・八と高いという、ここにすごく統計上の、まあマジックとは言いませぬけれども、何か誤解を与えかねないといいますか、現実が隠れてしまっていると、こう思うわけでございます。そして、三人以上の労働者が業務上死傷又は罹病

ですから、三人がけがをされたのはここに出てくるんだけど、二人が亡くなられたときには出てこない、こういうことになるわけですね。

そこが、私はどうも統計的に何か実態を、要は災害が多い業種というのを見るときに、私は今まで重大災害を見りゃいいと思っていたんですけど、それでは見えないものがあると、こういうふうに思うと、その辺についてはもう少し何か考えられてしかるべきじゃないかと。すなわち、重大災害の定義ということになるのかもしれませんが、その辺について何らかの形でもうちょっと御検討いただけないかというか、やはり重大災害でやはり新聞なんかにも出るわけですからね、はっきり申してね。そうすると、どうしてもそこが多いということになると、やっぱり実数として多い建設業だとか製造業とかなるのかもしれませんが、しかしやはりそこに隠れているのがあるわけですから、そういう意味において、やはり林業だとか鉱業という実際死亡が多い、千人率で高いところは断トツに高いわけですから、そういったものが統計上も出てくるように何か工夫もしていただきたいと思うんですけども、その点どうでしょう。

○政府参考人（青木豊君） 確かに、委員御指摘のように、重大災害というのは、一つ事故が起きれば多くの人たちが亡くなったりけがをしたりすると、そういう意味で重大災害ということで我々使っております。ですから、今お話の中でありましたように、大型の装置、設備をやって人がたくさんいるようなところでは、一つ事故が起きるとそういう重大災害になるという意味で私どもは従来から考えているわけでありまして。

今お話にありましたような林業とかそういうのは非常に危険な作業、山の斜面で木も足場も非常に厳しい、そういうところで木もかなり枝がいろいろ作業の邪魔をするというようなところ、そしていったん木を切れれば、それが思わぬ方向に、人間に向かって、人に、労働者に向かって落ちてきたり跳ねてきたりというようなことで、大変危険ではありますけれども、一度事故が起きたら一遍にたくさんの方が影響を受けるという意味ではないので、重大災害ということでは数が上がってきておりません。

そういう意味では、私ども重大災害ももちろん注視をしなければいけないと思っておりますが、今ほどお話にありますような千人率でありますとか、そもそも死者数でも実はやっぱり林業が、もちろん製造業がその事業場、労働者多いわけですから製造業多いわけですが、やはり林業、あるいはマイニングの鉱業なども多いわけでありまして、そういったものも併せて私どもの行政、あるいは関係者、関係団体が十分認識できるように、そういった数字についての周知等にも努めていきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 いずれにいたしましても、すべての産業ですけれども、こういった林業、鉱業についても労働災害が発生しないように安全対策に向けてお取り組みいただくように申し上げておきたいと思っております。

それで、次に、労災の中の労働福祉事業、そしてその中の労働条件確保事業、そのことについて伺いしておきたいと思うわけでございます。具体的には未払賃金の立替払のことについてでございます。

今回の見直しの中で、労災保険部会報告もありますけれども、その中でも未払賃金立替払事業の在り方について報告が出ているわけでございます。そして、そういったことの結果として、三つの事業に必ずしも入れられないということの結果だと思っておりますけれども、なお書きに、未払賃金立替払事業については、三の事業、すなわち保険給付事業の健全な運営のために必要な事業と位置付けると、こういった答えになっているわけでございます。

そこでまず、なおというところに入れざるを得なかったという、そのことについてまず簡潔に御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人（青木豊君） この未払賃金立替払事業の在り方について、なお書きで、検討すべきであるという意見も示されたというふうになっておりまして、今後とも部会で議



論を行うんだというふうになっているわけでありましてけれども、これは、例えばこの財源をどうするのかというような議論、保険でやるのか一般会計でやるのか、あるいは、使用者側の今負担でやっているわけでありましてけれども、労働側も負担するべきではないかというような議論でありますとか、あるいはその水準でありますとか範囲でありますとか、そういったところについて御議論があったということで、それらについては十分議論が詰まって結論を得ることができませんでしたので、引き続き議論を行うということになって、このなお書きになったということでございます。

○辻泰弘君 確認ですけど、未払賃金立替払の事業は安全衛生確保等事業の等に入ると、こういうことですね。

○政府参考人（青木豊君） そうでございます。

○辻泰弘君 実は私、これ平成十四年、この厚生労働委員会でも指摘をしているんですけども、未払賃金立替払は今大分、そういう状況が大分薄れてきてはおりますけれども、私は制度としては非常に評価しているわけですけども、ただ、その財源が労災の保険料から成り立っているわけです。労災の保険料は、労働災害の発生のリスクに応じて料率が決まっていて、それで徴収した保険料で充てられているのが未払賃金の立替払である。未払賃金の立替払は、倒産したときに、その未払の賃金、退職金に対して手当てされると、こういうものなわけです。すなわち、従前から私、指摘しておりますけれども、そもそも労働災害の発生リスクと倒産のリスクとは違うわけですから、しかも強制的に企業から徴収して、それで充てられていて、その趣旨と制度自体私はいいんですけども、評価しているんですけども、しかし労災の中に位置付けるといのがやはり無理があるのではないかと。だから、今回の報告においても未払賃金の立替払だけが浮いてしまって、そして最後の報告においても、未払賃金立替払の在り方について検討すべきであるとの意見が示されたことから、今後とも、本部会等において議論を行うとともに、その結果に基づき、所要の措置を講ずることが望まれると、このようになっていると私は理解をしているわけでございます。

そういった意味で、ここに書いてあるように、今後とも議論をして未払賃金立替払事業の在り方について、すなわち私は独立した会計で、独立した制度として、少なくとも独立した勘定としてあるべきだと、このように思っているし、これまでずっと言ってきたわけなんです。そのことについて、ここで報告書に書いてあるとおり、この制度の位置付けについても検討していかれるということでもいいかどうか、そのことを確認したいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 今申し上げましたようなことでございますので、今後、委員がお触れになりましたように、検討をしていくというふうに考えております。

○辻泰弘君 これは審議会等でもこういった一つの制度をつくれという議論はあったわけですね。そこを確認させてください。

○政府参考人（青木豊君） 審議会では、今申し上げましたように、そういう議論があつて、引き続き検討だと、検討事項、議論をしていこうということになったということでございます。

○辻泰弘君 私は、今回の見直しの中でそういったことが、答えが出されるべきだったというふうに思っておりますけれども、なお書きという形で、等というところに含められた形ということでいかれるわけですけども、やはり私は前向きな意味で、いい意味で、当初、未払賃金立替払のところは予算の各目明細書にも入ってなかったけれども、今は入っ

ているわけですがけれども、そういった意味で明示されたことは良かったと思っていますけれども。

いずれにいたしましても、本来、負担と給付ということを考えましたときに、やはり、さっき言いましたように、労災の発生リスクと倒産のリスクは違うわけですから、そういった意味で、労働災害の発生リスクで取っている料率で未払賃金の立替払の原資にしているということは、私は根本的な制度設計としてやはり問題といたしますか、疑問を持たざるを得ないわけでごさいますして、そういった意味での一つの制度をしっかりとつくっていただく、そのことに向けてお取り組みをいただくように申し上げておきたいと思ひますし、同時に、今は未払の賃金と退職金ということになっているわけですがけれども、やはり一時金や解雇予告手当なども立替払の対象とすべきじゃないかと、このようにも思ひうわけでごさいます。そういった対象の拡大ということも含めて御検討いただきたいと思ひうんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 審議会では、先ほど来お話ししていますように、議論になりましたけれども、私ども、現在のところ、この財源、未払賃金立替払事業について労災保険でやっているというのは、一つは、賃金の支払というのは本来、事業主の基本的な責務だということで、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいではないかと。それから、保険料の徴収だとか立替払金の支払のための経費だとか人員等を考慮すると既存の保険制度を活用することが簡素、合理的だということで現在のよう形でやっているということでありまひす。

それでも、実際の今お話にありまひしたようなリスク、災害発生リスクとの関係でいへば、現在、労災保険料率には二種類ありまひして、一つは業務災害についての料率など、労働災害の発生状況に応じて保険料率が定められる部分というものと、社会復帰促進等事業のように業種にかかわらず一律の料率とされる部分と、この二つがございまひして、こういったもので料率を決定するんだというのが徴収法十二条の考え方もありまひますが、これがありまひして、これについても費用負担者でありまひす事業主団体の御理解を得られていひるというふうにごさいます。

未払賃金の立替払事業につきまひしては、この一律の料率とされる部分で行われていひるのでございまひして、そういう意味では、正に截然と分けて運用していひるということでごさいまひすし、委員もお触れになりましたように、かつて委員が御指摘があつた後に私どもとしても予算のところごさ明示をするようなことをいたしたりしていひまひして、そういった努力を続けていひるところごさいます。

○辻泰弘君 今までの状況は承知をしておるんですけれども、私はやはりしっかりとした制度的位置づけがあつてしかるべきと思ひうし、今の御説明であるならば、そもそもこうやつてなお書きのところに出てこなくて、その中に入つていへばいいのがなお書きに出ていひるわけですから、そこだけやはり少し浮いていひると言つてはあれですがけれども、なじまひないということだからそういうふうになつていひるわけですから。私は、ここでの報告書に書いてあるとおひり、在り方について検討すべきと、今後とも議論をいひり、所要の措置を講ずることが望まれるといひるのは、私は正確なところだと思ひますから、そういった方向で取り組んでいただくように申し上げたいと思ひますし、さっき答えていただいたのは、解雇予告手当と一時金の部分について拡充を検討していただきたいと、このことを御答弁いただきたい。

○政府参考人（青木豊君） 今申し上げたのは現行の制度、私どもがそう考へていひるということでありまひして、審議会でもそういうことで議論しようといひることでありまひすので、それは御議論いただいて私どもとしても考へていひきたいというふうにごさいます。

それから、失礼いたしまひした、解雇予告手当等についてごさいますけれども、これは

未払賃金立替払制度は企業の倒産によって賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者の差し迫った生活を救済しようと、そういうことから特別な措置を考えようじゃないかということでき上がっている制度でございます。

それで、解雇予告手当などにつきましては、これは本来的に賃金債権ではないわけでございますし、この制度の趣旨からはなかなかその対象とすることは難しいんじゃないかと思えますし、ボーナスのように労使の交渉によってその都度その支給額が決定されることが多いようなもの、あるいは倒産に至るような企業ではなかなか支給されることもないというようなものについては、立替払の対象から現在そういう考えで除外をしているわけでございます。したがって、なかなかそういう意味での委員がおっしゃった方向での拡充というのなかなか難しいのかなというふうに感じております。

○辻泰弘君 未払賃金の立替払制度の上限額の引上げというのは平成十四年一月一日から成ったわけで、そのこと自体は私は数少ない個人に着目したセーフティーネットの整備だということで、一年前に小泉総理の前でも申し上げましたけれども、このことは非常に大事なポイントでもございますので、今後ともやはり充実の方向で、あるいは制度設計の明確化の方向でお取り組みいただくように申し上げておきたいと思えます。

それで、関連して、法務省にも来ていただいておりますので、労働債権のことでお伺いしておきたいと思えます。

これも私ずっと質問をしたり、意見を申し上げたポイントでございますけれども、日本の法律は非常に冷たくて、企業、倒産したときに未払の賃金、未払の退職金が残っていて、かつ未払の税金、未払の社会保険料が残っているときに、税、社会保険料を先に納めにやいかぬという租税債権の労働債権に対する優位性ということがずっとあったわけですが、そのことが議論の中で、平成十七年一月の破産法の改正で同等のところまで引き上げられたと、どちらも財団債権に位置付けられたと、こういうことだと思うんですが、そのことの結果、どのような効果があったというか、そういったものが数値でお示しいただけるならお願いしたいと思えます。

○政府参考人（後藤博君） お答え申し上げます。御指摘のとおり、平成十七年一月から施行されている破産法におきましては、労働債権の一部が破産手続において最も優先的に取り扱われる財団債権と位置付けられております。

この法改正によりまして、労働債権の回収率がどうなったかという統計的な数値は私も把握しておりませんが、破産事件の統計を見まして、法人の破産事件のうち、破産債権に対する、一般の破産債権に対する配当が行われたかどうか、あるいは財団債権の一部の弁済がされたかどうかという観点で統計数字を見てみますと、旧法当時、平成十六年でございますけれども、十六年の事件におきましては約二六%の事件で破産債権である労働債権の全部又は一部が回収することができた事件であったと。これに対しまして、平成十八年におきましては約九四%の事件において財団債権の全部又は一部の弁済がされておりますので、その大部分の事件においては労働債権の全部又は一部を回収することができたものというふうに推測されるところでございます。

○辻泰弘君 おっしゃったことは、全部ではないかもしれないけれども、一部なりとも労働債権が回収された事案が平成十六年は二六・四%だったけれども、破産法の改正の後の数値で見れば九四・四%ですか、そこまでが、全部かどうか分からないけれども、一部なりとも回収されたとみなされると、それだけ大きく改善したと、こういう理解でいいんでしょうか。

○政府参考人（後藤博君） あくまで推測でございますけれども、御指摘のとおりだと考えております。

○辻泰弘君 遅ればせではありますがありますけれども、その点は私は評価するんですけれども、しかし、そもそも私は根本的に、租税債権と労働債権がこの間の改正においても同等でしかないわけなんです。

そもそも、やはり労働者が働いて利潤が発生し、そこから分配があって、企業の利益があり、またそれぞれの所得があって、そこで税が発生する、社会保険料が発生する、そういう流れなわけですね。ですから、先に働いたところがあるわけですよ。ですから、どちらが優位かといえば、働いたところから出発するわけだから、賃金、退職金、そちらの方の労働債権が優位にあって、その後には租税債権があるというのが本来あるべき姿だと思うわけでございます。

そして、そのことは、日本はまだ批准はしていないようなんですけれども、ILOの百七十三号条約においても、労働者債権については、国内法令により、特権を与えられた他の大部分の債権、特に国及び社会保障制度の債権よりも高い順位の特権を与えると、こういうことがあるわけで、私が思っていることがそういったことでも位置付けられるわけなんですけれども、これは法務省が直接ではありますけれども、やはり働く立場においては税の専門家である柳澤大臣も御見識があると思うんですけれども、私が申し上げたように、先に働いたことの後に税や社会保険料が発生するにもかかわらず、まだ同等でしかないわけですね。比率に応じて案分されるわけなんですけれども、やはり私は労働債権が先にあって、その後租税債権であるべきだと、こう思うんですけれども、柳澤大臣、どうでしょう。簡潔にお願いします。

○政府参考人（青木豊君） 労働債権の保護については、正に今委員お触れになりましたように、これは非常に随分と問題で、議論もなされてまいりまして、破産法制、倒産法制の検討の過程で一応同等ということで処理がなされたわけでありまして。

その過程では、やはり一つには通常の債権、抵当権などが付いた通常の債権との関係でいえば、それは取引の安全性との関係で労働債権をどう考えるんだということが大議論になったと思いますし、それから租税との関係では、何と申しますか、租税が国家財政の基盤だと、私債権とは根本的に異なるではないかというような大議論があったりしまして、そういうことで、今委員がおっしゃったように、同等というところになってきているというふうに理解をしているところでございます。

○辻泰弘君 今のは国家が先に来ていて働く方が後になっていると、こういうことを如実に示したと思いますけれども、時間もありませんので、これはまた議論をさせていただくとして、最後に、司法試験のことで法務省の方にも来ていただいておりますので、お聞きしておきたいと思うんです。

これも三、四年前に私が提起したことで、司法試験で労働法と破産法がかつては選択科目だったけれども、一時それがなくなったときがありました。今の新しい司法試験においてはそれが選択科目に位置付けられているようなんですけれども、やはり個別労働紛争も多いし、いろいろ雇用、労働法の事案が多いわけですから、やはり司法試験の中で、あるいは、要は司法に携わる方々にはそういった労働法制、また破産法制、こういったものをしっかりと踏まえてやっていただくという意味合いにおいて、司法試験においてもあるいは司法修習においてもそのことについてしっかりと位置付けていただきたいと、このように思うんですけれども、その点について御見解をお示しいただきたいと思います。

○政府参考人（菊池洋一君） まず、司法試験の関係ですが、御指摘のとおり、平成十八年から新しい司法試験が始まりましたが、労働法それから破産法、正確には倒産法という名称になっておりますけれども、いずれもその重要性にかんがみて選択科目ということになっております。

もう一つ、司法修習についてのお尋ねでございますが、これは最高裁判所の中にある司法研修所で実施されているものでございますけれども、司法修習におきましても、労働法が重要であるということを踏まえて、実務修習などの場で労働事件を扱うなどの手当てがされているというふうに最高裁からお聞きしているところでございます。

○辻泰弘君 時間が参りましたので終わりますけれども、いずれにいたしましても、雇用、労働、やはり人間の幸せの基本だと思っておりますので、是非しっかりとお取り組みいただきますように要請を申し上げまして、私の質問を終わります。